

公共調達の適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	大阪市城東区役所外5施設におけるハローワーク常設窓口設置に伴う電源工事 大阪市城東区役所外5件 大阪市城東区中央3-4-29外 26.1.20~26.3.2	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H26.1.20	㈱東和総合サービス 大阪市西区阿波座1-5-2	予定価格が250万円を超えない工事契約であることから、予決令第99条の第2号に該当するため	1,560,300	1,378,850	88.4%	-	-	-	-	
2	岸和田公共職業安定所OAフロア補修工事 岸和田公共職業安定所 岸和田市作才町12-64 26.1.21~26.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H26.1.21	共同カイツク㈱西日本FS営業所 大阪市中央区南本町4-1-10	予定価格が250万円を超えない工事契約であることから、予決令第99条の第2号に該当するため	2,495,850	2,203,845	88.3%	-	-	-	-	
3	あいりん労働センター西面・東面外壁コンクリート剥落防止ネット取付工事 あいりん労働センター 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44 26.1.31~26.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H26.1.31	三興建設㈱ 大阪市浪速区浪速東1-2-10 大阪府大阪市中央区大手前2	別紙1のとおり	17,181,150	15,224,000	88.6%	-	-	-	-	連名契約

契約件名及び数量	あいりん労働センター西面・東面外壁コンクリート剥落防止ネット取付工事
随意契約によることとした理由	<p>あいりん労働センター西面・東面のシャッター周りの外壁を調査したところ、亀裂が数箇所を確認でき、シャッター格納スペース内では既にコンクリート片の剥離が起こっていた。剥離したコンクリート片が人に当たると、怪我をするばかりか、最悪の場合人命にも関わる問題であるため、早急に予防策を講じる必要がある。コンクリート片の剥離、落下を予防する設計及び工事を入札で行うと、工事着手までに数ヶ月の期間を要するが、経年劣化が著しい外壁からはいつコンクリート片が落下してもおかしくない状況である。そのため当該建物の建築工事実績のある三興建設株式会社に確認すると、当該建物の構造は熟知しており、設計図がなくてもコンクリート片落下を防止するネットの取付工事をすぐに行うことが可能であるとの回答を得ることができたため、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	